平成２６年（フ）第５０号
福島県会津若松市天寧寺町２番６号、前住所福島県会津若松市大塚１丁目９番15号
債務者　渡部　由美
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第７６４号
埼玉県川口市芝４丁目18番27号　ソフィア川口芝207号
債務者　玉寄　和彦
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７７３号
さいたま市浦和区本太４丁目20番12号　本太ハイツ101号
債務者　佐々木央崇
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８６５号
埼玉県上尾市大字上尾下1043番地２
債務者　安部　雅人
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８６６号
さいたま市北区宮原町４丁目72番地６　宮原プラザ201号
債務者　落合　利教
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８９１号
さいたま市北区日進町２丁目764番地２　ホワイトパレス大宮101
債務者　穂園　成子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９０９号
埼玉県幸手市栄１番２―204号
債務者　三枝　　孝
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９２１号
埼玉県川口市青木１丁目17番40号　江畑ビル２Ｆ
債務者　染谷　博光
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９３５号
さいたま市南区四谷１丁目12番30号　ハイツ伊藤203
債務者　福田　琢馬
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３３８号
大阪府泉南郡熊取町小垣内３丁目10番６号
債務者　鈴木　　希
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３９６号
大阪府岸和田市三田町644番地の１マンションＷＡＤＡ101号
債務者　川畑さくら
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３９９号
大阪府岸和田市下松町２丁目５番23―307号、前住所大阪府岸和田市大町４丁目24番１―108号
債務者　池田　弘幸
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４００号
大阪府貝塚市半田31番地
債務者　早﨑　滋城
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４０２号
大阪府岸和田市大町４丁目18番２―701号
債務者　藤本　　勝
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１３８６号
北海道石狩市花川北４条３丁目４番地１　道営住宅Ｄ14―501
債務者　黒畑　敏雄
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４０４号
北海道江別市大麻中町３番地　Ａ９―507号
債務者　佐藤　伸之
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４２５号
札幌市西区琴似２条２丁目３番１―105号
債務者　橋田つぐみ
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部